

令和7年度障害者雇用職場リーダー養成講座実施業務

公募型プロポーザル応募要領

1 趣旨

この要領は、山口県業務委託プロポーザル方式実施要領（平成22年4月1日施行）に基づき、「令和7年度障害者雇用職場リーダー養成講座実施業務」を委託する者を決定するための公募型プロポーザルについて、必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務の概要

（1）業務の名称

令和7年度障害者雇用職場リーダー養成講座実施業務

（2）業務の内容

別添「令和7年度障害者雇用職場リーダー養成講座実施業務仕様書」に示す内容のとおり

（3）事業期間

契約締結の日から令和8年1月31日まで

3 予算限度額

金3,700千円（消費税及び地方消費税を含む）

4 応募書類の作成及び提出

受託業者は、次に掲げる書類を各6部（正本1部、副本5部）提出すること。

なお、応募書類の作成に当たっては、各様式に記載している注意事項に留意して作成すること。

（1）提出書類

ア 令和7年度障害者雇用職場リーダー養成講座実施業務に係る提案書
(様式1・任意様式)

イ 運営管理体制書（様式2）

ウ 類似・関連事業実績書（様式3）

エ 使用予定教材等（様式4）

オ 参考見積書（任意様式・積算内訳が分かるもの）

カ 応募者の概要がわかるもの（会社概要等）

（2）留意事項

ア 上記（1）ア～エの様式は、A4判片面使用とすること。（縦横自由）

イ 提案書は委託仕様書を踏まえ、以下の①～④について作成すること。

なお、以下の要件を満たすこと。

- ・ サイズ・ページ数：A4判縦、30ページ以内（ページ数付記）
- ・ 左綴じ

- ① 企画概要
 - ・ 企画提案する内容全体の考え方、コンセプト等について記載すること。
- ② 実施内容
 - ・ 講座の実施に係る時期、場所、時間、1コマ当たりの時間、開催数の計画を記載すること。
 - ・ 講座カリキュラム、講師等について具体的に記載すること。
- ③ 事業募集広報
 - ・ 事業の効果的な周知、募集を行い、受講者及び支援対象企業を確保するための広報戦略について記載すること。
- ④ スケジュール
 - ・ 全体スケジュール及び進行管理について記載すること。

ウ 書類の作成その他、企画提案に要する経費については、すべて応募者の負担とする。

エ 提案は1事業者につき1提案とする。

5 審査の実施

審査は、令和7年度障害者雇用職場リーダー養成講座実施業務審査委員会（以下「審査委員会」という。）が、「6 審査基準」に基づいて実施する。

なお、応募者が1者であっても審査は実施する。

6 審査基準

審査項目及び配点は、別記「令和7年度障害者雇用促進職場リーダー養成講座実施業務プロポーザル審査基準表」のとおりとし、審査において60%を超える合計点を得た者のうち、最も合計点の高い者を選定する。

※採点基準（次の10段階評価を参考に、配点に応じて採点します。）

非常に優れている	9又は10
優れている	7又は8
普通	5又は6
やや劣っている	3又は4
劣っている	1又は2

採点例

9評価で配点20点の場合

$9 \times 20 \text{点} / 10 = 18 \text{点}$

7 選定結果

審査結果は、応募者全員に対して、文書により通知する。

8 手続等

（1）プロポーザル参加表明

プロポーザルに参加希望の場合は、別紙「参加表明書」に必要事項を記入し、次のとおり提出すること。

- ・ 提出方法：電子メールにより提出すること。メールアドレスは以下のとおり。
なお、送信後に必ず電話で受信の確認を行うこと。
- ・ 提出期限：5月9日（金）17時

山口県 産業労働部 労働政策課

E-mail: a15900@pref.yamaguchi.lg.jp

(2) 応募書類の提出期限等

上記4(1)に掲げる書類を、5月16日(金) 17時までに、持参または郵送により提出すること。提出先は下記のとおり。なお、郵送による申込みの場合は、「簡易書留郵便」とし、送付すること。提出期限内の消印有効とする。

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1 山口県 産業労働部 労働政策課 働き方改革推進班 TEL : 083-933-3221 FAX : 083-933-3229 E-mail : a15900@pref.yamaguchi.lg.jp

(3) ヒアリング

審査委員会が必要と認めるときは、電話及び面談によりヒアリングを実施する場合がある。また、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

9 委託業者決定までの流れ

5月 9日(金) 17時	参加表明書提出期限
5月16日(金) 17時	企画提案書提出期限
5月下旬	審査の実施
6月上旬	委託者決定、業務委託開始

10 質疑と応答

この要領に関する質問について、「質問票」(様式5)を4月25日(金) 17時までに、電子メールにより受け付ける(あて先は8(1)に同じ)ものとし、回答は個別の質問の場合を除き、「参加表明書(別紙)」を提出した者全員に対して電子メールにて行うものとする。

なお、当該回答文書は、この要領を追加または修正したものとして扱うこととする。

11 契約の解除

契約締結後であっても、次の場合には契約を解除し、委託事業者を変更することがある。

- (1) 提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合
- (2) 事業者に重大な瑕疵がある場合
- (3) 業務執行の意思が認められない場合
- (4) 業務遂行能力がないと認められる場合
- (5) その他、契約を継続するに耐えない事情がある場合

12 問い合わせ

山口県山口市滝町1-1
山口県産業労働部 労働政策課働き方改革推進班
電話番号 083-933-3221

以上

令和7年度障害者雇用職場リーダー養成講座実施業務
プロポーザル審査基準表

審査項目		審査内容	配点
1 事業実施体制			
		人員配置等が業務を確実かつ円滑に行うものとなっているか	5
		業務の確実な実施が見込めるノウハウや実績を有しているか	10
2 企画提案の内容			
進行		準備から業務完了までのスケジュールが適切か	10
見積		業務実施に係る見積項目は適切か	5
		業務実施に係る見積金額は適切か	5
リーダー養成講座	時期・場所	講座の実施時期や実施場所、時間帯が、受講者にとって参加しやすいものになっているか	10
	効果	講座内容が企業内における障害者雇用の促進・定着につながるものとなっているか	10
		講座内容が支援機関への相談や支援制度の活用につながるものとなっているか	10
	講師	講師の人选は適切か	5
整合		講座内容が現在の行政や支援機関の取組を踏まえたものとなっているか	10
広報		受講者、支援対象企業の確保に向けた募集の方法は、効果的なものか	10
業務の関連付け		職場リーダー養成講座業務が、企業等に対して効果的な支援が実施できるような工夫があるか	10
合 計			100